

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人へ 資格確認書または資格情報のお知らせを送付します

問い合わせ先

- 国民健康保険 国保年金課国保班 ☎(93) 4083
- 後期高齢者医療制度 国保年金課高齢者医療年金班 ☎(93) 4085

資格確認書の有効期限が、7月31日(金)に切れます。8月1日(土)から有効となる「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します。書類が届かないときや内容に誤りがあったときは、必ず連絡してください。

※「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関などを受診できませんので、マイナ保険証を持参して受診してください。

国民健康保険に加入している人

マイナ保険証をお持ちの人

7月中旬に、「資格情報のお知らせ」を普通郵便で郵送します。

※70歳未満の人は有効期限がないため、すでに資格情報のお知らせを交付されている場合は、新規に郵送されません。現在持っているものを引き続き使用してください。

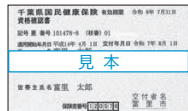


◀ 資格情報のお知らせ

マイナ保険証をお持ちではない人

7月中旬に、「資格確認書」を簡易書留で郵送します。

※登録状況に応じて交付する書類や郵送方法が異なるため、同世帯の被保険者であっても別々の封筒で届くことがあります。



◀ 資格確認書

■注意事項

- 国民健康保険税の滞納がある世帯には、特別療養の資格確認書または資格情報のお知らせが郵送される場合があります。
- 70歳以上の被保険者には、高齢受給者証と一体化した「国民健康保険資格確認書兼高齢受給者証」を郵送します。自己負担の割合が記載されています。
- 資格確認書等は6月8日時点のデータで作成しています。6月9日以降に脱退などの手続をした場合は、富里市から届いた資格確認書は使用できませんのでご注意ください。

後期高齢者医療保険に加入している人

令和7年度までは、マイナ保険証の保有状況に関わらず、すべての被保険者の人へ資格確認書を郵送していましたが、令和8年度では、次のとおり郵送します。

「85歳以上の人」または「84歳以下でマイナ保険証での受診が困難な人やマイナ保険証を普段から使用していない人」

7月中旬に、「資格確認書」を郵送します。

「84歳以下で、マイナ保険証を普段から使用している人」

7月中旬に、「資格情報のお知らせ」を郵送します。

限度額適用認定証の申請とは

入院や外来診療を受診した際、ひとつの医療機関で医療費の月額が高額になった場合は、「限度額適用認定証」を提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までとなる制度です。新規で交付を希望する人は、問い合わせください。

- 限度額適用認定証は自動更新ではありません。継続して交付を希望する人は、8月1日以降の申請が必要です。
- 国民健康保険加入者のうち70歳以上75歳未満の人で、「現役並み所得者Ⅲ」及び「一般所得者」の人は、資格確認書またはマイナ保険証が限度額適用認定証と同じ役目を果たしますので手続きは不要です。
- 後期高齢者医療保険加入者で、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ及び低所得Ⅰ・Ⅱ(住民税非課税世帯)の人は、資格確認書への自己負担区分の記載が必要となります。
- マイナ保険証で受診する場合は、限度額適用認定証の手続きは不要です。

申請方法など詳しくは、
こちらをご覧ください▶



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料 通知書を送付します

国民健康保険税

問 国保年金課国保班 ☎(93) 4083

世帯主宛てに、「納税通知書」を7月15日(水)に発送します。

世帯に国民健康保険加入者がいる場合、世帯主は納期内に国民健康保険税を納める義務があります。

なお、所得の申告がない場合、国民健康保険税が正しく計算されない(軽減の適用とならない)ことがありますので、必ず申告してください。

納付方法

■特別徴収(年金天引き)

次の項目に該当した場合、特別徴収の対象です。

- 世帯主が国民健康保険に加入している
- 世帯内の国民健康保険の加入者全員が65歳~74歳である
- 年金受給額が年間18万円以上
- 国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の1/2を超えない

【納付月】

4・6・8月の特別徴収(仮徴収)は、原則、「前年度の2月の特別徴収額と同額」が年金から天引きされます。

10・12・2月の特別徴収(本徴収)は、年間の保険税から、4・6・8月に仮徴収した金額を引いた残額を3回に分けて年金から天引きされます。

■普通徴収(個別納付)

特別徴収の対象にならない人は、普通徴収になります。送付された納税通知書により、市指定の金融機関窓口やコンビニなどで納付してください。

※口座振替による納付も可能です。



休日納付相談

特別な事情で、市税等の納付が困難な人を対象に、休日納付相談を毎月第4日曜日に実施しています。

また、7・8月は、追加日を設けて実施します。

7月: 25日(土)・26日(日)

8月: 1日(土)・2日(日)・23日(日)

詳しくは、17ページの休日開庁をご覧ください。



後期高齢者医療保険料

問 国保年金課高齢者医療年金班 ☎(93) 4085

75歳以上の人または65歳以上で一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入している人を対象に、被保険者一人一人に「保険料額決定通知書」を7月15日(水)に発送します。

納付方法

年金受給額などによって異なりますので、通知書で確認してください。

■特別徴収(年金天引き)

年金の年額が18万円以上の人や介護保険料と合わせた保険料額が年金額の1/2を超えない人は、年6回の特別徴収の対象です。

4・6・8月分は、仮算定された保険料を年金天引き、10・12・2月分は、確定後の保険料額から仮算定分を差し引いた額を3回に分けて年金天引きとなります。

※年金天引きされている人でも、口座振替で納付することができます。

【10月から特別徴収(年金天引き)となる人】

7~9月までの3期分は、納付書または口座振替により納付してください。

10・12・2月分は年金天引きとなります。

■普通徴収(個別納付)

送付された納付書により、市指定の金融機関窓口やコンビニなどで納付してください。

※国民健康保険税を口座振替で納付していた人も、新たに後期高齢者医療保険料の口座振替の手続きが必要ですよ。

